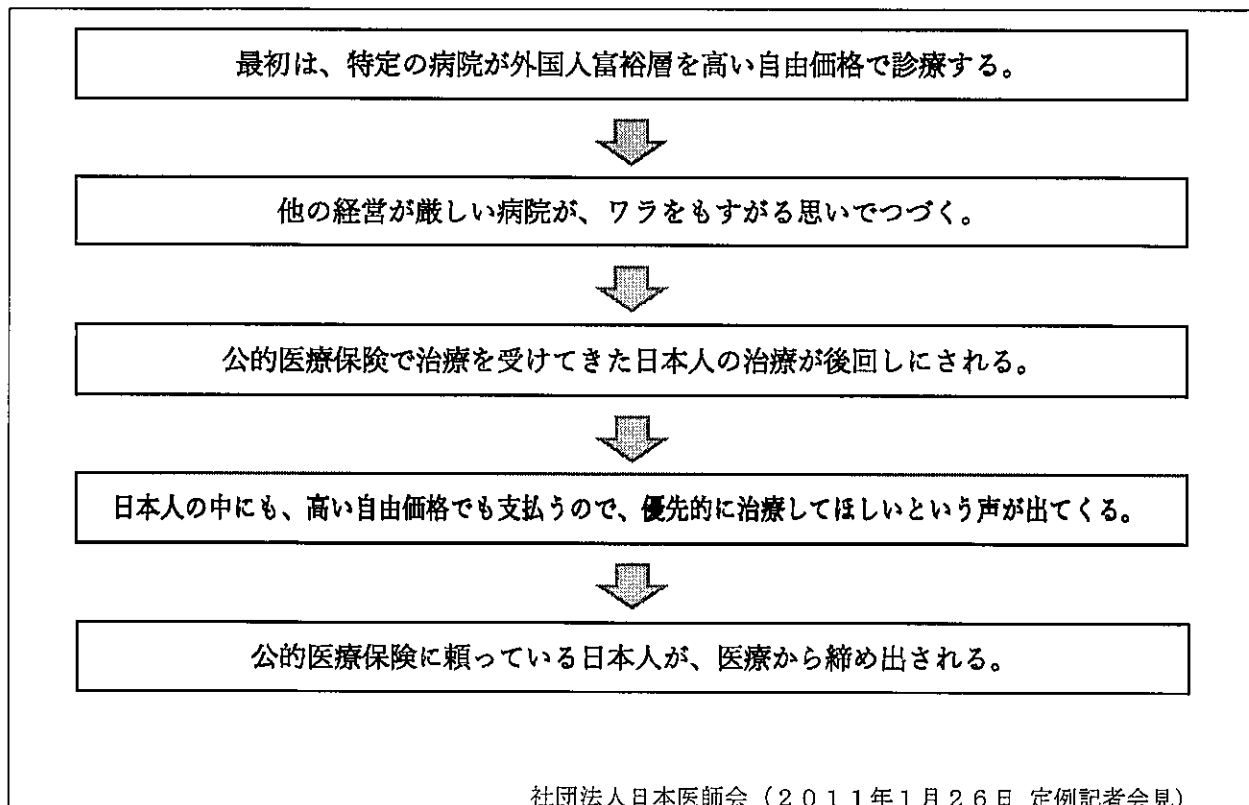


医療ツーリズムについて

2011年来「医療滞在査証（ビザ）」が運用され、医療目的で日本滞在が許可され、特に自由診療分野での医療ツーリズムが旅行・観光業者だけでなく一部の医療機関からも注目されました。その後あまり進展はないようであります。

日本において外国人を治療することは医師の当然の責務ではありますが、営利目的で組織的に、外国人患者を招致することには課題が多くあります。その理由はわが国の医療は非営利性で国民皆保険制度による公的医療保険で保障されているからです。

現在政府では年々増加する訪日外国人旅行者、とりわけ2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催時には多数の外国人に対する医療が必要とされることが予想されるためその課題について検討されております。日本医師会でも外国人医療対策会議を開催し都道府県医師会と情報を共有し課題や方策を総合的に議論を行い、その後日本医師会の会内にプロジェクト委員会を立ち上げ幅広く検討していくこととなっております。これらの検討の結果を待ちたいと思います。



課 題

高額自由診療の外国人富裕層が優先されるようになり日本人の治療が後回しにされるおそれがある。その結果、日本人の中からも自由診療でも優先的に治療してほしいという声が出てくる。これが混合診療の全面解禁につながり、公的医療保険の保険給付範囲が縮小されるおそれが生じる。わが国が世界に誇れる国民皆保険制度の特徴である、(1) 国民全員を公的医療保険で保障。(2) いつでも、どこでも、だれでも高度な医療を受けることが出来る。(3) 安い医療費で高度な医療が受けられるといった素晴らしい制度に悪影響を与えかねないことも懸念されます。

横倉日本医師会長は「国民の安全な医療に資する政策か」「公的医療保険による国民皆保険を堅持できる政策か」という2つの視点で日本医師会の意見を主張していくことを強調しています。

日本医師会綱領

日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感を礎に、人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指します。

1. 日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な明るい生活を支えます。
2. 日本医師会は、国民とともに、安全・安心な医療提供体制を築きます。
3. 日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に寄与します。
4. 日本医師会は、国民の連帯と支え合いに基づく国民皆保険制度を守ります。

以上、誠実に実行することを約束します。

平成25年6月23日採択
於 第129回日本医師会定例代議員会

医の倫理綱領

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

平成12年4月2日採択
於 第102回日本医師会定例代議員会